

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月から同年 9 月まで

私は、申立期間当時、A 県 B 市に住んでいたが、生活が苦しかったので、夫が毎年同市役所で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請手続きを行っていた。

平成 15 年当時も免除申請手続きを行っていたはずなのに、免除申請を行ったのが同年 11 月で免除期間が同年 10 月からとされており、申立期間の国民年金保険料が免除とされていないことに納得がいかない。市役所か社会保険事務所（当時）の手違いだと思うので、申立期間を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 市の国民年金被保険者記録によると、申立人及びその夫は、平成 10 年 2 月 3 日に国民年金に加入し、申立人の夫が同年同月 6 日に行った国民年金保険料の免除申請手続きにより平成 9 年度について免除が承認されている上、同年度以降現在に至るまで、申立期間を除き、毎年免除の承認期間の始期に同市役所で免除申請手続きを行っていることが確認できることから、申立人の夫は、免除申請手続きの時期を熟知していたと認められ、申立期間についても適切に免除の手続きを行っていたものと考えるのが自然である。

また、申立人の供述内容から、申立人の夫は国民年金保険料の免除の必要性を強く認識していたことが推認できることから、申立期間のみ失念して免除申請書の提出が遅れたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間における標準賞与額に係る記録を年金額の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書（平成18年12月25日支給分）及びA社が提出した平成18年分賃金台帳により、申立人は、17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月13日に、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できるところ、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月、49年3月から同年5月までの期間、50年12月から51年5月までの期間、58年2月から62年6月までの期間及び63年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年9月
② 昭和49年3月から同年5月まで
③ 昭和50年12月から51年5月まで
④ 昭和58年2月から62年6月まで
⑤ 昭和63年3月から同年6月まで

私は、会社退職後、国民年金への切替手続きを行い、次の会社に入社するまで、郵送される納付書で国民年金保険料を納付した。

申立期間①については、母が加入手続き及び保険料の納付を行い、申立期間②から⑤までは自分で加入手続き及び保険料の納付を行った。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年11月にA市で払い出されていることが推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の所持する年金手帳、オンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は、同年3月1日に初めて国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できることから、当該期間は、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間⑤については、当該期間直後の昭和63年7月から同年9月までの国民年金保険料が、最大限さかのぼって納付することが可能な平成2年

9月に過年度納付されていることが確認できることから、この時点で当該期間の保険料は、時効のため納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、国民年金の加入手続、納付額及び納付場所等についての、申立人及びその母親の記憶は定かではなく、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から8年3月まで

私が学生だった時、父が、平成6年2月ごろにA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、同年2月から9年10月までの期間における国民年金保険料について全額免除申請を行っていたはずであり、本来なら45か月間の保険料が免除されるはずであるのに、19か月間しか免除となっておらず、申立期間の26か月間の保険料が未納とされていることに納得できない。申立期間を全額免除期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年5月に払い出されたものと推認され、この時点で国民年金保険料の免除申請を行った場合、制度上、免除の適用始期は同年4月からとなり、申立期間までさかのぼって免除適用されることはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の父親は、申立期間に係る免除申請を行うことはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の父親は、平成6年2月ごろに申立期間を一括して免除申請したと供述しているものの、免除申請は毎年度行う必要があり、申立期間及び既に免除とされている平成8年4月から9年10月までの期間をすべて免除するためには、5回の免除申請が必要となるなど、申立人の父親の供述内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（免除申請承認通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は 60 歳になった際、国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることを知った。申立期間の国民年金保険料については、納付状況及び納付金額等のはっきりした記憶は無いが、A市B区役所C出張所やD郵便局で定期的に納付していたと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は定期的に納付していたと供述しているものの、特殊台帳の昭和 58 年度備考欄に「納送 ハガキ」と記載されていることが確認できることから、同年度の保険料が未納のため納付勧奨が行われたと考えられる上、オンライン記録、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間の保険料が納付されていた事跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金被保険者資格を任意取得した昭和 53 年 1 月から申立期間直前の 58 年 6 月までの国民年金保険料の定額納付及び過年度納付に係る領収証書をすべて所持しており、これらの領収証書は、オンライン記録、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の納付記録とすべて一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無い上、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況及び納付金額等に関する記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から50年12月まで

私は、会社を辞めた後、母から「国民年金に加入していないと年をとってから大変になる。あなたたちは公務員ではないから絶対に加入しておきなさい。」と口癖のように言われていた。

A県B市に住んでいた時は、私が妊娠中だったために、役所関係の手続きはすべて父がしてくれていたため、国民年金についても父が同市役所で加入手続きをして、国民年金保険料の納付も代行してくれたはずである。

また、夫の転勤でC県D市に引っ越してからは、同市役所の職員ではない女の人が集金に来ていたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に任意加入により払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録、D市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人は、同年1月6日に任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続き及びB市在住期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月及び同年 12 月並びに 62 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 11 月及び同年 12 月
② 昭和 62 年 11 月及び同年 12 月

私は、国民年金保険料は切れ目なく納付しているものと考えていたが、平成 20 年の「ねんきん特別便」で、保険料が納付されていない期間が 3 期間あった。そのうちの 2 期間について納得できない。

申立期間①については、国民年金被保険者の資格を昭和 61 年 11 月 17 日に喪失したことになっているが、A社に入社したのは、62 年 1 月 1 日である。

また、申立期間②については、昭和 62 年 11 月 1 日に、国民年金被保険者の資格を喪失したとされているが、B社には、63 年 1 月 1 日に入社した。

上記の申立期間①及び②については国民年金保険料を納付していたはずであり、未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 62 年 1 月 1 日にA社に入社したと供述しているものの、雇用保険の被保険者記録では、申立人は、61 年 11 月 17 日に同社において雇用保険の被保険者資格を取得していること、申立人の元妻は、当該期間が、当初は第 3 号被保険者期間とされていたこと、及び当該期間直前の 61 年 10 月分の国民年金保険料は、平成 8 年 1 月に追納されていることなどを踏まえると、申立人は、昭和 61 年 11 月 17 日のA社への勤務を機に、国民年金被保険者資格の喪失手続きを行い、後日、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が 62 年 1 月 1 日とされたことから、申立期間①は国民年金の未加入期間になったものと推認され、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間②については、昭和 62 年 11 月 1 日に C 社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから、63 年 1 月 1 日に B 社における厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでの期間であるが、オンライン記録では、申立人が国民年金の種別変更手続を行った事跡は見当たらず、当該期間は国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立期間に係る国民年金の種別変更手続、納付額及び納付場所等についての申立人の記憶は定かではなく、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月及び同年 3 月並びに同年 10 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 38 年 10 月から 39 年 3 月まで

私は、親の勧めもあり、昭和 37 年 9 月に国民年金に加入した。当時は、区長が、A 市内で商売をしていた私の実家の店に、国民年金保険料の集金に来ていたのを憶えている。

申立期間の保険料はきちんと納付していたはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が所持する昭和 37 年に交付された国民年金手帳では、当該期間に係る印紙検認記録欄に国民年金保険料が納付されたことを示す検認印が押されていないことから、当該期間の保険料は、現年度納付されなかったものと推認される上、申立人は、国民年金保険料は納付組織を通じて納付し、金融機関等での納付は行っていなかったと供述しているところ、納付組織では現年度保険料のみを集金することから、過年度納付をすることもできなかったものと考えられる。

また、特殊台帳、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間の保険料が納付されていた事跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 4 月から 14 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月から 14 年 3 月まで

私は、20 歳のころ、大学に通い経済的に苦しかったため、国民年金保険料は全額免除されていた。しかし、平成 12 年 4 月から学生納付特例に移行するという手紙が届き、A 市役所に不服を申し出たところ、「今までどおりにしておきます。」との回答であったため、前年同様全額免除になっているものと思っていたのに、申立期間は、全額免除期間ではなく学生納付特例期間になっている。

「今までどおりにしておきます。」という言葉を感じていたし、今でもはっきり記憶しているので、申立期間を全額免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 11 年 9 月に国民年金に加入するとともに、同年同月 30 日に免除の申請を行い、同年 9 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料が免除されていることは確認できるものの、同年 4 月に学生に対する免除制度は廃止となり、新たに学生納付特例制度が施行されていることから、申立人が大学在学中の申立期間について、保険料が免除されることは制度的に不可能である。

また、A 市では、平成 12 年度の学生納付特例申請は平成 12 年 5 月 12 日及び 13 年度の同申請は 13 年 5 月 31 日に行われていると回答している上、現存する申立人に係る平成 13 年度の国民年金保険料学生納付特例申請書によると、申立人は、平成 13 年 5 月 31 日に同申請を行い、同年 8 月 22 日に承認されていることが確認できることから、申立期間について、学生納付特例申請を行っていたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料（免除申請承認通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2816 (事案 202 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月 26 日から 61 年 7 月 7 日まで
② 昭和 62 年 8 月 26 日から同年 12 月 7 日まで

昭和 58 年 4 月に A 社 (現在は、B 社) に入社し、同年 8 月から C 社に出向していた。給与は A 社から支給されており、同社に月 1 回給与を受け取りに行き、それ以外は C 社において勤務していたが、同年 4 月から 63 年 9 月までの勤務期間中の両申立期間において、退職した事実は無いにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。また、現金で支給された給与から厚生年金保険料等が控除されていたことを記憶しているので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、同委員会から、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認められないとの通知を受け取ったが、納得できない。

再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社における申立人に係る両申立期間の雇用保険の被保険者記録が確認できないこと、ii) 申立期間中の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る同僚の供述を得ることができないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 18 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記通知に納得できないとして再申立てを行っているところ、雇用保険の被保険者記録により、申立期間②のうち、昭和 62 年 10 月 21 日から同年 12 月 7 日までの期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立期間当時の関連資料を保管しておらず、厚生年金保険関係の事務手続等は事務担当者に一任していたので、申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答しており、当時の事務担当者は所在不明である上、申立期間において、申立事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先の判明した同僚3人及び申立人が記憶する申立人の前任者一人からは回答を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が記憶する出向先事業所であるC社の同僚3人からは、申立人が出向先事業所に継続して勤務していたとの供述が得られず、このうちの一人は、「申立人はA社からC社に出向しており、同社に勤務している期間中、期間は定かではないが2回ほど退職した記憶がある。」と供述している。

さらに、申立人は、「私の親族の債務の連帯保証人になった際に、金融機関に提出したA社の給与証明書により、同社に継続して勤務していたこと、及び厚生年金保険料が控除されていたことが証明できるはずである。」と主張しているところ、当該給与証明書には、給与支払責任者、事業所印及び代表者印が押されていることから判断すると、申立事業所が発行したものであることが確認できるとともに、「就職年月日 昭和 61 年 3 月 18 日、勤続年数 1 年 10 か月」との記載があることが確認できるものの、当該就職年月日及び勤続年数から推認される在籍期間において、雇用保険の被保険者記録が確認できない期間が含まれている上、当該給与証明書において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる記載は見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A大学からB病院が経営するC病院に非常勤職員として派遣され、同病院に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A大学が保管する、医師を同大学から各医療機関へ派遣したことに係る資料により、申立人が申立期間において非常勤職員としてB病院に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B病院は、「病院を新築移転した平成 21 年 5 月に、申立期間当時の人事関係及び社会保険関係の資料は処分しており、保管していない。」と回答している上、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の派遣に係る資料により、申立人と同時期及び前後の期間にA大学からB病院に非常勤職員として派遣されたことが確認できる医師 4 人全員について、申立事業所に係るオンライン記録では派遣された期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、このうちの一人が、「B病院に勤務していたときは、厚生年金保険に加入していなかったため、A大学に復帰してから過年度分を含めて国民年金保険料を一括して納付した。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、A大学から派遣された非常勤職員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない

事情がうかがえる。

さらに、申立事業所に係るオンライン記録では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで
② 昭和 61 年 8 月 5 日から 62 年 4 月 1 日まで
③ 平成 2 年 11 月 5 日から 3 年 3 月 3 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間①については、A市立B事業所(現在は、A市立C事業所)、申立期間②及び③については、A市立D事業所(現在は、A市立E事業所)に臨時的任用職員として勤務した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市役所が保管する申立人に係る「臨時的任用職員カード」の記録により、申立人は申立期間について、A市立B事業所及び同市立D事業所に臨時的任用職員として複数の短期間の任用を繰り返しながら勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が勤務したA市立B事業所及び同市立D事業所における臨時的任用職員に係る厚生年金保険の加入手続等を行っていたとするA市F区役所は、「A市立の事業所の臨時的任用職員に係る厚生年金保険の加入手続等については、任用を管理するA市役所の依頼により行っていた。A市役所から依頼があった臨時的任用職員の厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の控除については適正に行っていたはずであるが、同市役所からの依頼が無い臨時的任用職員の社会保険の取扱いについては不明である。」と回答している上、申立人の任用管理を行っていたとするA市役所は、「A市では、『臨時的任用職員の社会保険適用実施要綱』に基づいて、臨時的任用職員に係る厚生年金保険の加入手続を行っている。当該実施要綱が施行された時期は不明であるが、当該実施要綱には、厚生年金保険の適用対象者は、任用期間が2か月を

超えて任用される見込みがある臨時的任用職員であることが記載されている。」と回答しており、申立人は、申立期間についておおむね2か月未満の任用を繰り返していることが確認できることから、厚生年金保険の適用対象者に該当しなかったものと推認される。

また、申立人と同一職種であり、申立期間、及び当該期間の前後の期間において勤務したとする同僚の一人は、「私が所持している任用書には、健康保険及び雇用保険の記載はあるが、厚生年金保険については記載が無いので、当時は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。私の任用期間は、おおむね1か月から3か月であったが、日々雇用やパート勤務のときもあった。当時の給与明細書を一部所持しているが、給与から厚生年金保険料は控除されていない。私は、平成3年4月以降にA市F区役所において厚生年金保険に初めて加入したが、当時の事務担当者から厚生年金保険に加入するか否かを尋ねられた記憶がある。」と供述しており、申立人と同一職種で勤務していたとする別の者は、「私は昭和59年ごろからA市立の事業所で臨時的任用職員として勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは平成3年4月1日である。」と供述しているところ、A市F区役所及びA市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、これらの者の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、臨時的任用職員について必ずしも任用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述のA市F区役所及びA市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人が勤務したとする期間を含む昭和60年4月1日から平成3年3月3日までの期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

加えて、A市F区役所は、「貸金台帳及び社会保険関係の書類等は保存年限を経過しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。」と回答し、A市役所も、「申立期間当時の状況を確認できる資料等は現存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月から 27 年 5 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 28 年 12 月 1 日から 29 年 10 月 30 日まで
(B社)
③ 昭和 43 年 4 月 1 日から平成元年 10 月 12 日まで
(C社)

申立期間①については、D市Eに所在したFビルの6階を本社とするA社に勤務し、営業等の業務に従事した。同社は、その後、同市Gに所在したHビルに移転したことを記憶している。

申立期間②については、私が代表取締役を務めていたB社は、I県J郡K村（現在は、I県L市）Mで食品を生産しており、女子現場従業員約100人と庶務総務関係担当者がいた。昭和28年の災害により、同社の工場が閉鎖されたが、その後、同社において後片付けなどの残務整理を別会社に勤務しながら行っていた。また、申立事業所から交付された健康保険被保険者証を利用した記憶がある。

申立期間③については、私のいところであるN氏が事業主としてC社を営んでいた。私は同社の取締役だったが、同社には実際に勤務していなかったし、給与の支給も受けていなかった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る法人登記の記録によれば、申立人は昭和

21年9月5日に同社の取締役就任していることが確認でき、同社の本社所在地は、申立人が主張するとおり「D市EのFビル6階」と記録されていることから判断すると、勤務終期の特定はできないものの、同日以降、申立人が同社に取締役として在籍していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を最初取得したのは、昭和27年5月1日と記録されており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、同僚の名前を二人挙げているが、姓のみであるために特定することができず、法人登記の記録で名前が確認できる取締役等についても、オンライン記録では、同一人と推測できる者は全員の連絡先が不明であるため、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③について、適用事業所名簿から、申立てに係るO県D市において、C社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できず、当該名称の法人登記の記録も確認できない上、オンライン記録において確認できるすべてのC社と類似した名称の厚生年金保険の適用事業所（76事業所）に係る厚生年金保険の被保険者記録においても、申立人及び申立人がC社の事業主であったとして名前を挙げた者の記録は確認できない。

また、申立人は、事業主であったとする申立人のいとこ及び当該いとこの親族全員は既に死亡していると申し立てしており、当該いとこ以外の同僚の名前を一人挙げているが、姓のみであるために、特定することができず、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「C社には実際に勤務していなかったし、給与の支給も受けていなかった。」と供述しており、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人は、申立期間③において、異なる5事業所における厚生年金保険の被保険者期間を有していることが確認できる。

3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 申立期間②について、B社に係る法人登記の記録によれば、申立人は、申立期間②の始期より前の昭和27年4月25日に代表取締役役に就任しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同年5月1日から同社の事業主であったことが確認でき、同被保険者名簿によれば、28年6月の災害後である同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者が19人、同年10月1日に同資格を喪失した者が二人で、同日以降の同社における厚生年金保険の被保険者は申立人一人だけであるところ、申立人の同資格の喪失日は申立期間②の始期と一致する同年12月1日であり、適用事業所名簿において、同日に、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できることから判断すると、申立人が、当該資格喪失届及び同社を厚生年金保険の適用事業所に該当しないこととする届出にかかわっていなかったとは考え難い。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、仮に、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

なお、前述の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）等によれば、申立期間②のうち、昭和29年5月1日から、申立期間②の終期である同年10月30日を含む30年10月1日までの期間について、申立人は、P協同組合における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

福岡厚生年金 事案 2820 (事案 857 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月19日から34年3月30日まで
(A社本店)
② 昭和35年1月10日から36年11月1日まで
(A社本店)
③ 昭和39年11月1日から44年4月1日まで
(B病院)

年金記録確認第三者委員会に脱退手当金の支給記録の訂正を求めたところ、申立期間について記録訂正が認められなかったが、納得できない。

今回、新たに提出した申立人自筆のメモ紙には、申立期間における申立人自身の就職及び退職の日付、退職金、並びに親族の冠婚葬祭及びそれに対する支払金額等は記載されているにもかかわらず、脱退手当金については記載されていないので、このメモ紙だけでも申立人が脱退手当金を受領していない証明になると考える。詳細に記載した再申立書及び上記メモ紙について再度審議の上、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、申立人が高齢のため会話が困難であるなどの理由により、代理人となって申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、脱退手当金の支給対象期間の最終事業所であるB病院(昭和62年4月1日、C医院に事業所名称変更)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人について、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されており、申立人と同様に、同名簿において「脱」の表示が記されている二人についても、脱退手当金の支給決定記録が確認できること、また、脱退手当金は、過去の異なる事業所

に係る厚生年金保険被保険者期間のすべてが支給対象期間として計算されており、支給額に計算上の誤りは無く、前記B病院における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和44年10月3日に支給決定されており、社会保険事務所（当時）の一連の事務処理に不自然さはないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月27日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人の長男は、申立期間を含む昭和41年2月4日から52年9月30日までの期間における就職、退職等を申立人が記述したとするメモ紙2枚を添付した、「厚生年金保険被保険者記録の再確認方申立書」を提出しているが、同再確認方申立書には、年金記録の訂正につながる新たな資料・情報は見当たらず、また、同メモ紙については、脱退手当金の受領の記述が無いことを理由に申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを推認することは困難であると認められる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 18 年 6 月 1 日まで

A社に係る厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額について年金事務所に照会したところ、「ねんきん定期便」に記載された標準報酬月額が記録されているとの回答を得たが、申立期間においては、記録されている標準報酬月額より高額な給与の支給を受けていたので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 8 年 10 月から 11 年 12 月までの期間について、申立人が所持する 8 年から 11 年までの期間に係る源泉徴収票に記載された社会保険料等控除額について検証したところ、当該社会保険料等控除額から推認される厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っているものとは認められない。

また、平成 12 年 1 月から 16 年 12 月までの期間について、申立人が所持する 12 年から 16 年までの期間に係る源泉徴収票に記載された社会保険料等控除額は、B市から入手した 12 年から 16 年までの期間に係る「給与支払報告書（個人別明細書）」に記載された社会保険料等控除額とそれぞれの年において

一致していることが確認できるところ、当該社会保険料等控除額から推認される厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っているものとは認められない。

さらに、平成 17 年 1 月から同年 12 月までの期間について、申立人が所持する同年分の源泉徴収票に記載された社会保険料等控除額は、B 市から入手した同年分の「給与支払報告書（個人別明細書）」に記載されている社会保険料等控除額と一致していることが確認できるところ、当該社会保険料等控除額から推認される厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とほぼ一致しており、当該標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っているものとは認められない。

加えて、平成 18 年 1 月から同年 5 月までの期間について、B 市から入手した同年分に係る「給与支払報告書（個人別明細書）」に記載された社会保険料等控除額からは、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録がオンライン記録で確認できる同僚 3 人の申立期間当時の標準報酬月額と比較して、申立人の標準報酬月額のみが不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立期間において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなど、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われた形跡は認められない。

加えて、平成 15 年、16 年及び 17 年に係る健康保険厚生年金保険標準報酬月額算定基礎届により、15 年 9 月、16 年 9 月及び 17 年 9 月の申立人に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致する 22 万円で事業主が届け出ていることが確認できる。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に連絡を取ることができない上、当時の事務を担当していた者は不明であるため、申立人について、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月 1 日から平成 3 年 5 月 31 日まで
② 平成 3 年 6 月 12 日から 11 年 6 月 11 日まで
③ 平成 13 年 6 月 1 日から 18 年 9 月 8 日まで

A社に勤務していた申立期間①に係る標準報酬月額が、当時の給与支給額である約 25 万円に見合う標準報酬月額より低い額となっている。

また、平成 3 年 5 月にA社を退社し、再度同社に勤務していた申立期間②に係る標準報酬月額が、当時の給与支給額である約 30 万円に見合う標準報酬月額より低い額となっている。

さらに、B社に勤務していた申立期間③に係る標準報酬月額が、当時の給与支給額である約 16 万円から 18 万円までの額に見合う標準報酬月額より低い額となっている。

申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①及び②については、同一事業所に関する申立てであるところ、

申立期間②のうち、平成8年1月から9年12月までの期間については、申立人が保管する平成8年分及び9年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている支払金額を検証したところ、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることは推認できる。

しかしながら、前述の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した社会保険料等の金額とほぼ一致していることから判断すると、申立人が、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は認められない。

また、申立期間①及び②当時の事業主は、「社会保険事務所（当時）には、基本給などの固定給のみを報酬月額として届け出ていたが、給与からは届け出た報酬月額に見合った標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、A社は平成11年6月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の申立期間①及び②における報酬月額及び保険料控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

加えて、申立人は、前述の源泉徴収票以外に、厚生年金保険料の控除額について確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、当該期間のうち、平成13年6月から同年12月までの期間について、申立人及びB社は、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等について確認できる資料を所持していないものの、同社が保管する申立人に係る同年6月1日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書」及び平成13年度から18年度までの期間の定時決定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」により、オンライン記録どおりに事業主が申立人の報酬月額を届け出ていることが確認できる。

また、申立期間③のうち、平成14年1月から同年12月までの期間については、申立人が保管する「平成14年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した社会保険料等の金額とほぼ一致している。

さらに、B社が保管する平成15年分から18年分までの期間の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳を検証したところ、14年12月から18年8月までの期間の給与月額に見合う標準報酬月額は、ほとんどの月がオンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、当該賃金台帳に記載された厚生年金保険料

の控除額を基に算出した標準報酬月額は、当該期間すべてにおいて、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できるとともに、申立人が保管する 18 年 1 月分から同年 7 月分までの給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は、前述の賃金台帳から推認される報酬月額及び厚生年金保険料の控除額と符合していることが確認できる。

加えて、申立期間③の事業主は、「厚生年金保険料の給与からの控除については、平成 14 年以前の期間についても、賃金台帳が残っている 15 年以降と同様の取扱いをしていた。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2823（事案 1560 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで

昭和 48 年のクリスマスに子供を連れて大雪の中仕事に行き、翌日、子供の目が真っ赤に腫れたため、仕事を辞めようと思い、A社B支社に退職願を提出し、49年1月末で退職したが、厚生年金保険の被保険者記録では、50年5月1日が資格喪失日となっている。

社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社B支社に係る厚生年金保険被保険者名簿における私の欄には、昭和 49 年 2 月 1 日の資格喪失日を訂正した履歴があり、同年 2 月以降は勤務していないという上司（班長）の証明書もあるので、私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を勤務の実態どおり同年 2 月 1 日に訂正してほしいとの申立てを年金記録確認第三者委員会に行ったところ、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録について訂正する必要はないとの通知を受け取ったが、同通知に納得できない。

今回、私が申立期間においてA社B支社に勤務していないことを供述する同僚二人の証明書を提出するので、再度調査の上、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B支社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、昭和 49 年 10 月の定時決定の記録と 50 年 5 月 1 日の資格喪失の記録を確認することができ、これはA社が保管している申立人に係る厚生年金保険料徴収台帳（以下「徴収台帳」という。）の定時決定及び資格喪失の記録と一致していること、ii) 徴収台帳では、同年 5 月 8 日に健康保険の継続療養を申請していることが確認できること、iii) 徴収台帳の資格喪失日と前述の

被保険者名簿の資格喪失日の記録は一致していることから判断すると、事業主が申立人の資格喪失日を同年5月1日として届け出たと考えるのが自然であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月18日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が申立期間においてA社B支社に勤務していないとする同僚二人の証明書を提出するので、再度調査してほしいとして再申立てを行っているが、申立人が名前を挙げた上記の二人の同僚は、いずれも、申立人の申立事業所における退職日を明確に記憶しておらず、退職日を確認できないことから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していなかったことを推認することはできず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録について、訂正することを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月1日から同年11月21日まで
② 平成9年1月1日から同年4月1日まで

申立期間①については、A社を一度退職し、その後、昭和61年8月ごろに当時の社長から、B地方にある事業所の運営について依頼を受け、C市D区に所在の同社が経営していたE事業所に再雇用され、同年9月1日から正社員（店長）として勤務した。

申立期間②については、平成8年12月からアルバイトとしてF社が経営するG店に採用され、当時の支配人から正社員に登用する旨の誘いを受けて、翌月の9年1月1日から正社員として、金銭を取り扱う窓口業務に従事していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係るオンライン記録により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①において同社が経営するE事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が労務管理を委託していたとする労務管理事務所によると、同事務所が独自に作成し、保管している同社における厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失に関する資料から、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格再取得日は、昭和61年11月21日であることが確認できるとしており、当該資格再取得日は、オンライン記録及び雇用保険の被保険者記録と一致する。

また、A社の元事業主は、「申立期間①当時は、当社では、2か月間の試用期間を設けており、その間は社会保険には加入させていなかった。」と回答している上、申立人の再雇用については、「申立人の再雇用時に試用期間を設けた記憶は無いが、社会保険の担当者に対し、申立人について、すぐに社会保険に加入させるように指示した記憶は無いので、通常、入社

する従業員と同様の手続で社会保険に加入させた可能性がある。」と回答していることから判断すると、当時、事業主は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社では、申立人に関する資料を保管しておらず、前述の労務管理事務所においても、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等は保管されていないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料を得ることができない。

2 申立期間②については、F社が保管する人事記録により、申立人が平成8年12月5日から同社が経営するG店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、F社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、平成9年4月1日であることが確認でき、当該資格取得日は、オンライン記録と一致し、雇用保険の被保険者記録とも一致している。

また、F社における申立期間②当時から社会保険事務担当者は、同社に入社した従業員の正社員への登用及び社会保険の加入手続について、「全従業員に対して、入社後3か月の試用期間を設けており、その間は社会保険に加入させておらず、入社日から3か月経過後の翌月1日付けで正社員として社会保険に加入させていた。社会保険に加入していない者の給与から保険料を控除することは無い。」と供述している上、F社に係るオンライン記録により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも、同社には3か月間の試用期間があり、その後、厚生年金保険に加入したと供述しているところ、当該複数の同僚については、前述の被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者の資格取得の時期が、それぞれが供述する勤務開始時期と一致していないことが確認できることから判断すると、当時、事業主は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。